富士見市新学校給食センター整備基本方針（概要）

１　基本方針策定の趣旨　１ページ

富士見市学校給食センターは、竣工から３５年が経過し老朽化対策が必要であるとともに、衛生管理基準の適合や食物アレルギー対応など、社会的要請に対応していく必要があります。子どもたちに将来にわたって安全で安心、バランスのとれた美味しい学校給食を提供できるよう、新たな学校給食センターを計画的に整備するための基本方針を策定するものです。

２　富士見市の学校給食における現状と課題　２ページ

学校給食センターでは、小中学校全１７校に対して１日当たり約９，０００食、年間では約１９０回の給食を提供しています。

大規模改修工事等については、長期間に渡って学校給食の提供を止めることとなるため実施できておらず、設備機器を含め施設全体として老朽化が進んでいる状況です。

また、国が定める衛生管理基準への適合や食物アレルギー対応（除去食・代替食の提供）については、敷地が狭隘であることから困難な状況です。

・学校給食センターの基本情報

供用開始	平成３年７月１日	敷地面積	４，９４４㎡
建築面積	２，４２８．８０㎡	延床面積	３，００８．４３㎡

３　学校給食を取り巻く環境の変化　８ページ

区　分	内　　容
⑴衛生管理に係る基準	学校給食衛生管理基準やＨＡＣＣＰ等の衛生管理が求められる。
⑵食物アレルギーの状況	食物アレルギーのある児童生徒の割合は増加傾向にある。
⑶人口推移と今後の推計	将来的に年少人口の減少が見込まれている。

４　学校給食センターの建替えの必要性　９ページ

将来的な児童生徒数の変化や食物アレルギーへの対応（除去食・代替食の提供）、衛生管理の高度化など、学校給食を取り巻く環境の変化に対応していく必要があります。また、給食センターの稼働を継続しながらの大規模改修工事が困難であることから、移転による新たな施設整備が最も適切な手段と考えます。

５　新学校給食センター整備基本方針策定のための意見聴取　１０ページ

区　分	内　　容	
アドバイザー	献立の充実、衛生管理、食物アレルギー対応等	
アンケート調査の実施	児童生徒	好きな献立、食べてみたいメニュー等
	保護者・市民	給食に求める価値観、食育、社会状況への対応等
	教職員等	給食の時間、喫食状況等
学校給食センター運営委員会	学校給食センター建替えについて、食物アレルギー対応等	

６　新学校給食センターの施設整備の方向性　１２ページ

(1) 施設機能等に関する方向性

区　分	内　　容
学校給食衛生管理基準への対応	ＨＡＣＣＰの考え方に沿った工程管理、ドライシステムの導入、作業区域の明確な区分を実現する。
食物アレルギー対応食の提供	専用調理スペースを整備し、除去食・代替食の提供を実施する。
子どもの健全な発達を促す献立の実現	四季や行事を感じられる献立、子どもたちに人気のある献立、現センターでは提供できていない献立の実現を目指す。
食育の推進	「温かいものは温かく・冷たいものは冷たく」をコンセプトに、食材や料理本来の美味しさ・食文化を学ぶ環境を整える。
学校給食のさらなる充実	アンケート調査に寄せられた献立の充実に対するニーズを踏まえ、自場炊飯について検討する。※導入効果、初期整備費用、維持管理・運営費用を精査し、令和９年度に方向性を決定する。
その他	防災機能、人口減少への対応、環境配慮、地域に開かれた公共施設などについては、令和９年度に予定している民間活力導入可能性調査及び基本計画策定の中で検討する。

(2) 施設規模等に関する方向性

区　分	内　　容
富士見特別支援学校の給食調理機能	現在実施している児童生徒の特性に応じたきめ細やかな対応の必要性や新学校給食センターへ集約した場合の財政的な効果を踏まえ、自校方式を継続することとする。
食数	将来の児童生徒数の推計を踏まえ、約８，０００食／日とする。
運営形態	整備コストの削減、業務効率化などを踏まえ、大規模学校給食センター１か所とする。
整備規模	他自治体の事例を参考に、建築面積を３，０００㎡程度、敷地面積を６，０００㎡以上とする。
用地の検討	可能な限り早期の整備（令和１４年度中の供用開始）を目指すため、用地取得に伴う工程上の不確実性を避けること、また、財政負担の軽減の観点から原則市有地とする。新庁舎整備後の富士見市健康増進センター敷地を移転先とする。
安全安心な学校給食の継続的提供	調理・洗浄業務の省力化と省人化の検討を進める。
財源の確保と整備手法	国庫補助金等の特定財源の確保、民間活力の活用など、財政負担の軽減を図る。また、整備手法については、令和９年度に予定している民間活力導入可能性調査の結果を踏まえて決定する。

７　今後のスケジュール　１７ページ

令和９年度	民間活力導入可能性調査の実施、整備手法の決定
	基本計画の策定
令和１０年度	事業者決定
	契約締結
〜	
	基本設計、実施設計
令和１３年度	工事着工
令和１４年度中	供用開始予定